

香川県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月28日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第3号

香川県表彰規則の一部を改正する規則

香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰)</p> <p>第1条 知事は、香川県名譽県民条例（昭和54年香川県条例第1号）及び文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）に定めるもののほか、善行美績を顕彰するため、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について適當と認めるものがあるときは、表彰を行う。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(表彰)</p> <p>第1条 知事は、香川県名譽県民条例（昭和54年香川県条例第1号）及び文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）に定めるもののほか、<u>県内における</u>善行美績を顕彰するため、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について適當と認めるものがあるときは、表彰を行う。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。